

大阪府化学物質管理制度 に基づく取組

大阪府環境農林水産部環境保全課

大阪府における化学物質対策

化学物質の環境リスク＝有害性の程度×暴露量

化学物質については、その種類が非常に多く、有害性も多様
⇒人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある化学物質について、事業者が排出量等を把握し、それを行政が公表するPRTR制度により、事業者が自ら排出量を削減していく(有害性の低い他の化学物質に転換する)手法がとられている。

大阪府では、PRTR制度を含む「大阪府化学物質管理制度」により、化学物質対策を推進。

大阪府化学物質管理制度の概要

根拠：大阪府生活環境の保全等に関する条例

改正：2007年3月26日、施行：2008年4月1日（2009年4月届出開始）

<事業者の義務規定>

○届出

- ・排出量等の届出（化管法の物質横出し、取扱量の届出）
- ・化学物質管理計画書の届出
- ・化学物質管理目標の届出

○緊急事態発生時の応急措置、通報、報告

<行政に関する規定>

○「化学物質適正管理指針」の策定（大阪府）

○届出事項の集計・公表（大阪府）

○立入検査、報告聴取 等（大阪府及び25市町村）

大阪府化学物質管理制度の対象物質 (管理化学物質)

	化管法対象物質	府独自指定物質
第一種 管理 化学 物質 (届出 対象)	<p>第一種指定化学物質 (法第2条第2項、令別表第1) トルエン、キシレン等462物質 ・取扱量1トン以上で届出</p> <p>特定第一種指定化学物質 (令第4条第1項) 鉛化合物、ベンゼン等15物質 ・取扱量0.5t以上で届出</p>	<p>(規則別表第18の9) 酢酸ブチル、メタノール、VOC等24 物質 ・取扱量1トン以上で届出</p>
第二種 管理 化学 物質	<p>第二種指定化学物質 (法第2条第3項、令別表第2) アセトアミド、ウレタン等100物質</p>	<p>(規則別表第18の10) アンモニア、塩化水素、硫酸等16 物質</p>

排出量等の届出 (条例第81条の26)

第一種管理化学物質

化管法対象物質

(第一種指定化学物質)

462物質
(うち特定第一種15物質)

府独自指定物質

メタノール、VOC総量等

24物質

<排出量>

<移動量>

<取扱量>

■化管法の届出*
法対象物質の
排出量、移動量

■条例の届出
法対象物質の
取扱量

府独自指定物質の排出量、移動量、取扱量

○届出対象：製造業等の24業種、会社全体の従業員数21人以上、
対象物質取扱量1t以上（化管法特定第一種は0.5t以上）
（事業所毎に提出）

○届出期間：化管法 毎年4月1日～6月30日
条例 毎年4月1日～9月30日

※特別要件施設(下水道終末処理施設やダイオキシン特措法の特定施設など)が設置されている事業所は、化管法の届出が必要。

化学物質管理計画書の届出 (条例第81条の24)

- 届出対象：排出量等の届出対象で、従業員数50人以上の事業所
- 届出対象となった日から6月以内に、計画書を変更した日から3月以内に届出
- VOCのみの届出事業者は、2，3の作成は不要

2013年11月に化学物質適正管理指針を改正して追加。

3 大規模災害に備えた環境リスク低減対策に関する事項

- 被害想定
- 対策の優先度が高い施設・選定理由
- 未然防止対策の方針
- 緊急事態発生時の対応方針 等

2 緊急事態に対処するための事項

- 化学物質の貯蔵状況（保管場所等）
- 未然防止対策の方針
- 危険性、有害性の評価結果
- 緊急事態発生時の対応マニュアル 等

1 管理体制に関する事項

- 管理の方針
- 従業員への教育・訓練
- 管理組織
- 関係者への情報提供 等

化学物質管理目標決定及び目標達成状況の届出

(条例第81条の25)

- ・届出対象：排出量等の届出対象で、従業員数50人以上の事業所
- ・毎年届出

目標決定の届出

- 目標（物質、指標等）
- 計画期間（目標年度）
- 目標達成のための実施計画等

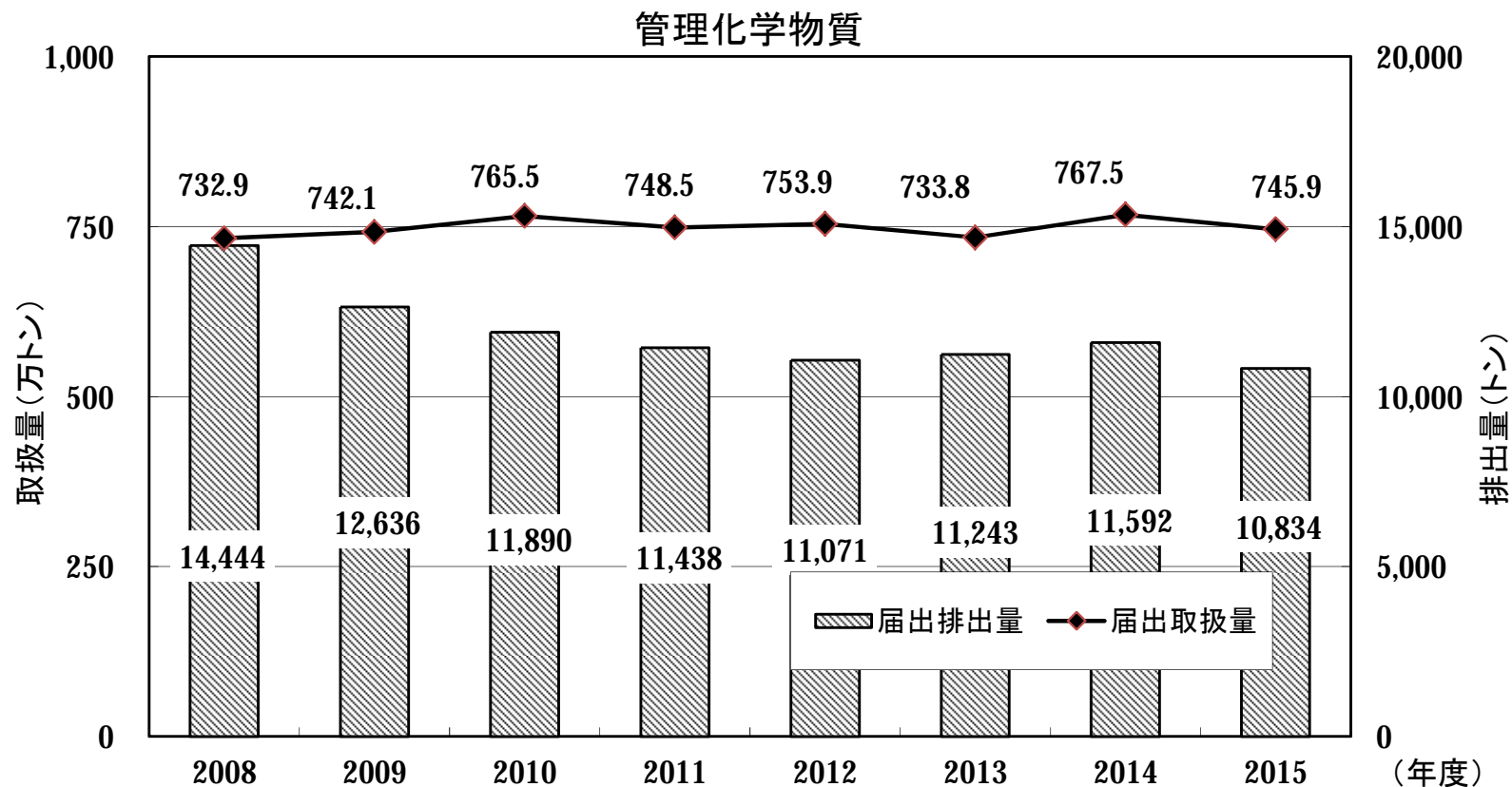
目標達成状況の届出

- 目標達成のために実施した対策の内容
- 目標の達成状況
- 検証・評価結果
- 評価結果に基づく見直しの内容 等

(例)

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
現況年度			計画期間		目標年度		
	◎目標決定届出	○達成状況届出	○達成状況届出	○達成状況届出	○達成状況届出	○達成状況届出	
					現況年度		計画期間
						◎目標決定届出	○達成状況届出

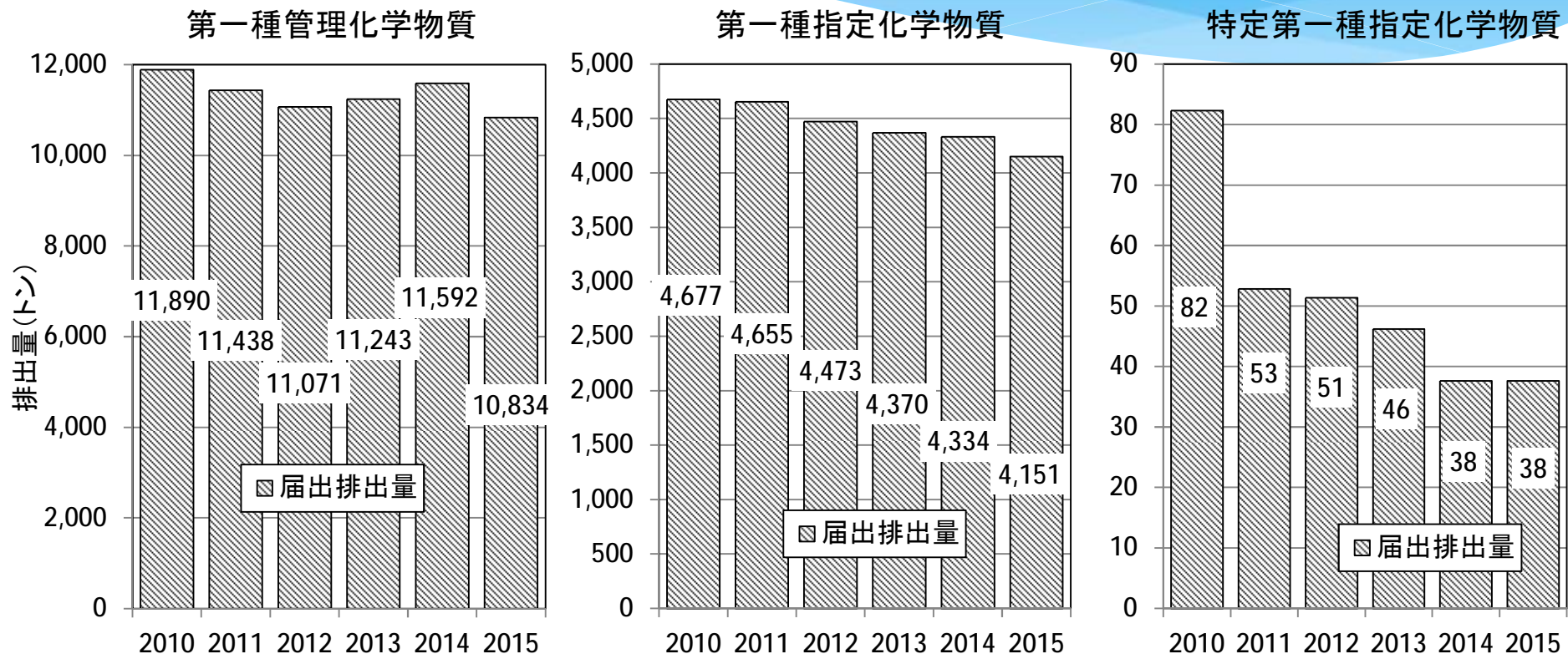
大阪府域における管理化学物質(化管法及び府条例) 排出量と取扱量の経年変化



※大阪府条例に基づく届出値がある2008年度以降の変化を示した。

- 取扱量は1.8%増加しているが、排出量は25%減少している。
⇒事業者の皆様による削減努力の効果によるものと考えられる。

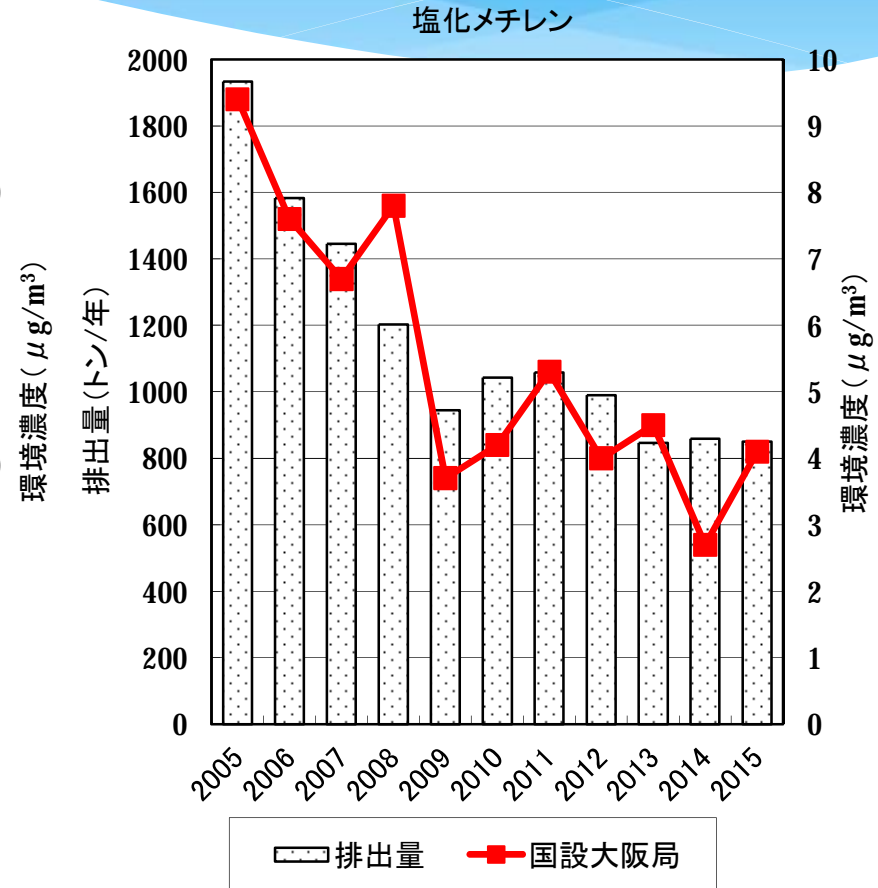
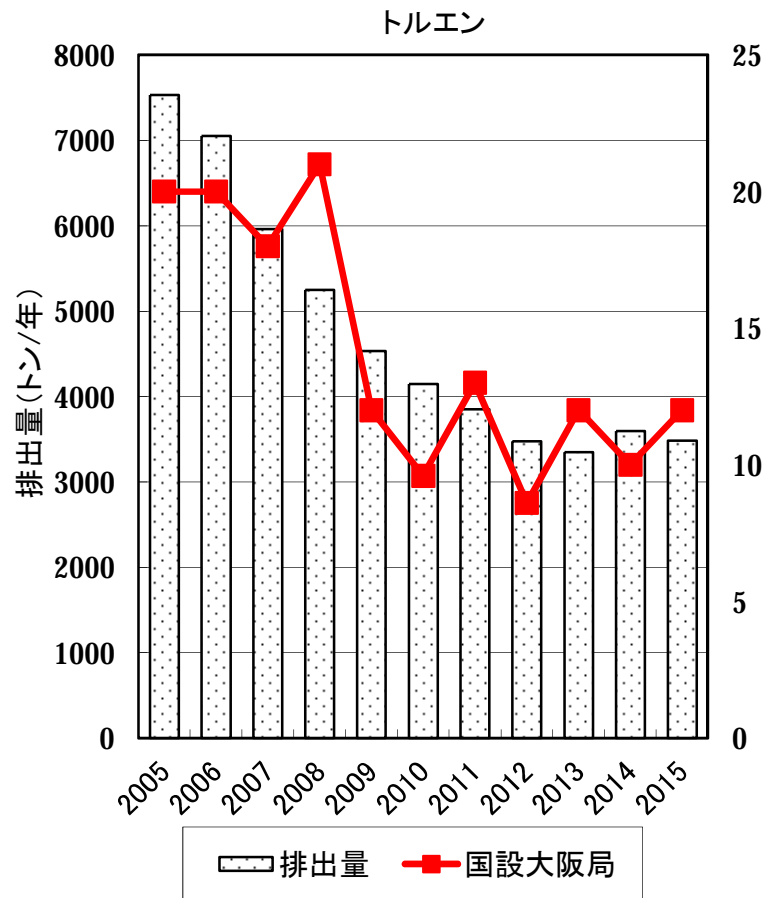
大阪府域における化学物質排出量の経年変化



※化管法の対象物質が462物質になった2010年度以降の変化を示した。

- VOCを含む第一種管理化学物質よりも、化管法対象の第一種指定化学物質、発がん性のある特定第一種指定化学物質のほうが減少傾向が大きい。
⇒より有害性の高い物質について、削減努力が行われている。

大阪府域における排出量と環境濃度の経年変化



・ 排出量の削減が、着実に環境濃度の低減につながっている。

※排出量は、届出排出量と届出外排出量(届出対象外の事業所、自動車や家庭等からの排出量について、化管法に基づき、国が都道府県別に推計したもの)の合計

化学物質の排出削減

大阪府化学物質管理制度では、

- 化学物質適正管理指針に、設備の改善、使用の合理化等により排出の抑制に努めるべきことを規定。

「環境リスクの高い場合には代替物質を使用することが望まれるが・・・代替物質による環境リスクについても考慮すること」

本日は、株式会社エクセディから、化学物質管理体制を構築し、物質代替による環境リスク低減を実現した事例を紹介

- 排出量等の届出対象で従業員50人以上の事業所は、化学物質管理目標の届出義務。

化学物質漏洩事故の未然防止・対処

大阪府化学物質管理制度では、

- ・ 化学物質適正管理指針に講ずべき措置を規定。
- ・ 排出量等の届出対象で従業員50人以上の事業所は、化学物質管理計画書の届出義務。
- ・ 事故発生時の応急措置、通報・届出の義務。

具体的な対策手法は、防液堤の設置や地下浸透防止措置など毒物及び劇物取締法、消防法などの法令に基づく対策が有効。

⇒ **本日は、薬務課から毒物・劇物の保管・管理方法について説明**

化学物質漏洩事故の事例

年月	事故の概要	原因	再発防止策
2016. 4	塩酸タンクに穴が開き、防液堤内に流出。	鋼板タンク内部のFRPライニングの膨れ、割れ。前回検査後に急激に劣化。	FRP製タンクに更新。
2016.12	塩酸タンク入口の配管が破断。防液堤内に流出。	タンクのガス抜きバルブを誤って閉止したまま塩酸受入れを開始。	ガス抜き配管（末端水封シール）の設置。ガス抜き管バルブ開閉の二重チェック。
2017. 4	フランジから灯油が構内に漏洩。	ボルトの緩み。	ボルト締付の軸力管理。
2017. 5	火災によりクロム、アンチモン等を含む塗料が消失。	充電していたフォークリフトの電源ケーブル基部の漏電による発火。	フォークリフト充電設備の更新、移設。
2017.10	仮置きしていた塩酸ポリタンクから漏洩。地下浸透。	金属製継手の腐食。浸透防止措置が無い場所での仮置き。	浸透防止措置が無い場所で仮置きしない。

大規模災害に備えたりスク低減対策

大阪府化学物質管理制度では、

- ・ 化学物質適正管理指針に講ずべき措置を規定。
- ・ 排出量等の届出対象で従業員50人以上の事業所は、化学物質管理計画書の届出義務。

具体的な対策手法は、
対策事例集にて紹介。



大阪府 化学物質 対策事例集

検索

大規模災害に備えたリスク低減対策

事例集に掲載している対策の例



容器の固定
(棚のアンカー固定
+ 転落防止柵)



可とう性配管



緊急遮断弁

各事業所に適した対策を検討・
実施して下さい。

⇒ 本日は東和薬品株式会社から
取組事例を紹介



流出防止資材 (土嚢、吸着剤)



ご清聴ありがとうございました